

医療情報取得加算に関する掲示

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴・薬剤歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。
- ・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

○ 初診時 1 点

○ 再診時（ 3 ヶ月に 1 回に限り算定 ） 1 点

* マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、 マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和 7 年 5 月 3 0 日

埼玉江南病院